



佐賀労働局発表
令和3年1月29日

【照会先】

佐賀労働局雇用環境・均等室

室長 大田 隆

室長補佐 宮崎 佐津美

(電話) 0952-32-7218

株式会社佐電工をえるぼし「三つ星」に認定 県内建設業で初認定! ～ 女性の管理職登用、女性の職務拡大を計画的に実施 ～

佐賀労働局（局長 加藤博之）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）企業として、株式会社佐電工（佐賀市）を「三つ星」に認定しました（資料1）。

「えるぼし認定通知書交付式」は次のとおり行います。

＜日時＞ 令和3年2月3日（水）
11時00分

＜会場＞ 佐賀第2合同庁舎3階 共用大会議室2
（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）
電話 0952-32-7218



＜女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）とは＞（資料2）

女性の活躍推進のための行動計画を策定、策定した旨の届出を行った企業のうち、自社の女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であり、認定基準を満たした場合に労働局長に申請し、「女性の活躍推進企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品、広告などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。また、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性活躍推進企業データベース」（<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>）において、えるぼし認定企業を検索することができます。

えるぼし認定の評価項目と株式会社佐電工の取組

- 【企業概要】
- ・企業名：株式会社佐電工
 - ・所在地：佐賀県佐賀市
 - ・業種：建設業
 - ・社員数：449名（うち女性59名）



評価項目1：採用

採用における女性の競争倍率が同程度であること

【総合職】 女性 1.00倍、男性 2.29倍

評価項目2：継続就業

平均勤続年数の男女比が0.7以上である

【総合職】 女性 16.48年、男性 18.45年（男女比 0.89）

評価項目3：労働時間等の働き方

労働者1人当たりの時間外労働及び休日労働の合計時間数の平均が全ての月において、45時間未満である（直近の1事業年度において）

【総合職】 最大の月で30.2時間

評価項目4：管理職比率

直近3事業年度の平均した課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合を、直近3事業年度の平均した課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合で除して得た割合が0.8以上である。

評価項目5：多様なキャリアコース

1項目以上についての実績があること（直近の3事業年度）

女性の非正社員から正社員への転換 1名


おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用 2名

※評価項目の基準詳細については、資料2を参照

「えるぼし認定」の段階

「えるぼし」認定は、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。また、2019年（令和元年）5月に女性活躍推進法が改正され、「えるぼし」認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施の状況が特に優良な事業主を認定する「プラチナえるぼし」認定ができました。

※「プラチナえるぼし」認定の施行は2020年（令和2年）6月1日からです。

<p>プラチナえるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ・男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。（※） ・プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること（※） ・女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。（※） <p>（※）実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし （3段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし （2段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし （1段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

●「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取り組む)、Laudable(賞賛に値する)など様々な意味があります。

「えるぼし認定」の評価項目

【評価項目1:採用】

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること

(※『直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率(女性の応募者数÷女性の採用者数)」』×0.8が、『直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率(男性の応募者数÷男性の採用者数)」』よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと(期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限る))

【評価項目2:継続就業】

① 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る)

又は

② 「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.8以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者に限る)

【評価項目3:労働時間等の働き方】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

【評価項目4:管理職比率】

① 管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること

又は

② 『直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」』÷『直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」』が0.8以上であること

【評価項目5:多様なキャリアコース】

直近の3事業年度に、以下について大企業は2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業は1項目以上の実績を有すること

A 女性の非正社員から正社員への転換(派遣労働者の雇入れ含む)

B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換

C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用

D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

えるぼし認定企業(佐賀労働局内)

※令和3年1月25日現在

	企業名	段階	所在地	認定年月	常時雇用する労働者数 ※認定申請現在
1	株式会社佐賀銀行	★★★★	佐賀市	平成30年10月	2,168
2	木村情報技術株式会社	★★★★	佐賀市	平成30年11月	198
3	唐津農業協同組合	★★★★	唐津市	令和2年11月	491
4	株式会社ミズ	★★★★	佐賀市	令和2年9月	541
5	株式会社佐電工	★★★★	佐賀市	令和3年1月	449